

# ひめじ農業委員会だより



## 第114号

令和5年(2023年)8月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809

ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002578.html>



世界遺産・国宝 姫路城 夏の特別公開「口の渡櫓」2階



## 会長就任のごあいさつ



農業委員会  
会長 田麿 仁志

会長就任にあたり、ご挨拶申し上げます。  
私は、二十五年前、自分が食べる米ぐらいは自分で栽培してみようと思いい立ち、本格的に稲作を始めました。現在では、四町(4ha)余の圃場で田植え、稲刈、精米まで自前で行っています。

米作りで学んだ事は、手を抜けば収穫量が減り、丹精込めれば増える。そして、収穫した米を一粒たりとも無駄にしないという気持ちです。近年は、放棄田が増加している状況です。巨額を費やして整備された圃場が放棄され、雑草の茂る姿を見ると胸が痛みます。

圃場の草刈は重労働で、特に近年は年々草の成長が早くなっています。ウンカ、タニシ、鹿などの害虫・害獣対策には終わりがありません。肥料・農薬や農業機械・燃料も高騰するなど、農業は厳しい環境に置かれています。自然と共生しなければこの大地が生み出す農作物、とりわけ六ヶ月で結果が出る米を糧にすることが出来ません。

農地は私達の宝です。次世代に引き継いでいくのが、私達の責務ではないでしょうか。

今後とも、姫路市農業委員会一丸となって活動を進めてまいりますので、本市の農業振興・発展に寄与すべく、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

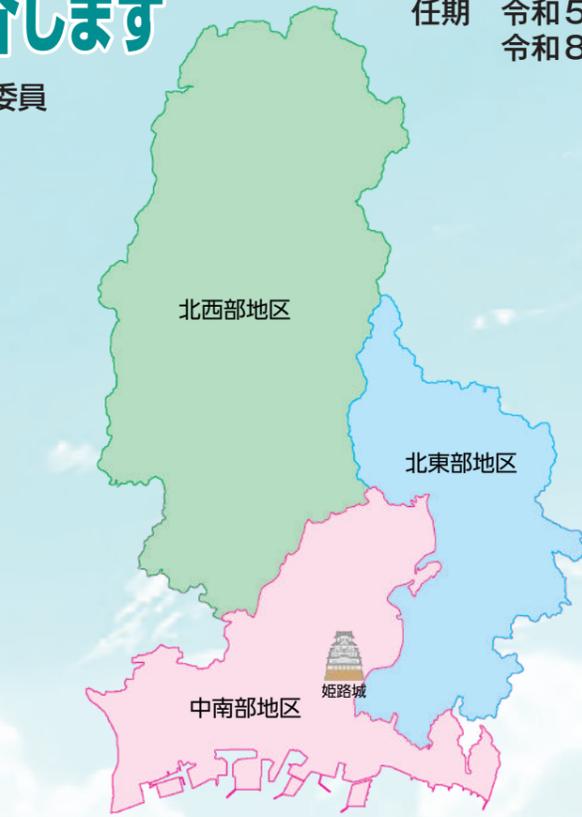
# 新しい農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

19名の新たな農業委員が市長から任命されました。また、農地利用最適化推進委員36名が農業委員会から委嘱され、合わせて55名での新体制がスタートしました。

任期 令和5年8月1日～  
令和8年7月31日

	農業委員	最適化推進委員	合計
北西部地区	6名	12名	18名
北東部地区	7名	14名	21名
中南部地区	6名	10名	16名

吉田 勝博 (安富南)  
 森下 光春 (太市)  
 篠本 忠美 (太市)  
 佐伯 蒞 (白鳥)  
 会長 田藤 仁志 (曾左)  
 川畑 信幸 (安富南)  
 嘉ノ海 敏明 (林田)  
 定時 喜信 (林田)  
 山下 善文 (伊勢)  
 坂口 博幸 (曾左)  
 鶴谷 光伸 (安富北)  
 田路 光彦 (新庄)  
 菅長 啓一 (上菅)  
 飯塚 祐樹 (古知)  
 橋本 静枝 (前之庄)



【上段】  
委員氏名  
※濃い色は農業委員

【下段】  
担当地区

山口 福夫 (菅生)  
 宗實 幸治 (助野)  
 道下 康弘 (置塩)  
 岡本 富博 (糸引)  
 松田 勲 (糸引)  
 大谷 達也 (大塩)  
 小林 隆 (網干)  
 山田 良作 (旭陽)  
 長川 浩三郎 (余部)  
 船引 政則 (大津)  
 田口 繁克 (八幡)  
 谷川 恵常 (勝原)

沼田 静雄 (中寺)  
 竹内 己良 (花田)  
 中野 一夫 (花田)  
 竹中 隆一 (四郷)  
 竹内 光明 (谷内)  
 福岡 泰和 (香呂)  
 嶋田 秀文 (御国野)  
 竹中 政司 (御国野)  
 井上 勝博 (別所)  
 藤原 一晃 (谷内)  
 木ノ本 吉幸 (中寺)  
 岸本 博善 (香呂)  
 青田 俊則 (船津)  
 白井 勝進 (船津)  
 福永 一 (船津)  
 瀧本 敏 (谷外)  
 会長職務代理者 青田 誠 (城北)  
 大西 正紀 (飾磨)  
 藤本 定己 (津田)  
 後藤 明彦 (豊富)  
 三浦 富生 (御蔭)  
 奥田 弘富 (神谷)  
 小林 弘行 (増位)  
 黒田 利弘 (城陽)  
 森 幸久 (荒川)  
 力丸 保 (安室)  
 会長職務代理者 福永 信幸 (山田)  
 坪田 進 (山田)

## 令和5年 春の叙勲受章者

(株)アグリ香寺前社長の黒田 <sup>くろだ</sup> <sup>さとる</sup> 覚 氏が瑞宝双光章を受章されました。

黒田氏は、将来の担い手不足を見越し、持続可能な農業を目指して、香寺町内の9つの営農組合（現在12営農組合）をまとめ、平成23年に大規模農業法人「(株)アグリ香寺」を立ち上げました。社長退任後も、(株)アグリ香寺の犬飼支店長として、集落の農業を守るために尽力され、新たな取り組みにも挑戦を続けておられます。



黒田覚さんとご家族

## 新体制がスタート

令和5年8月1日に、農業委員と農地利用最適化推進委員に、それぞれ辞令・委嘱状を交付しました。



## 農地法の下限面積廃止について

農地法第3条により、農地の売買・貸借等の権利を取得するためには、農業委員会の許可が必要です。

農地法の一部改正により、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。これに伴い、面積に関わらず農地の権利取得等が可能になりました。

ただし、許可を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること
- ② 必要な農作業に常時従事すること
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと等

## 農家の皆さんへのお願い

### 野焼きに注意を

野外での焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により農業等の一部の例外を除き、原則禁止されているため、不適正な野焼き等はやめましょう。

例外とされる行為に該当する場合でも、苦情等があれば焼却を中止してください。また、あらかじめ消防署への届出が必要となります。「いつ、どこで、何を燃やすのか」を事前に市内の各消防署まで連絡してください。

## 農事相談室

月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	6	4	1	6	5	7	6
曜	水	水	水	水	金	水	水

- ◎日時：原則、第1水曜日 午前10時～12時
  - ◎場所：農業委員会室(姫路市役所 本庁舎9階)
  - ◎問い合わせ：姫路市農業委員会事務局 TEL.079-221-2823
- 農地の売買・貸借、相続税等納税猶予など、お気軽にご相談ください。なお、事務手続きなどのご相談は、随時受け付けています。

### 【第114号編集委員】

岸本英夫 青田 誠  
 田 藤 仁 志 橋本 静 枝  
 宮下 裕 光 高 濱 宏 章



## 農業者年金に加入しませんか!!

下記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの農業従事者も加入できます。

### <加入要件>

- ① 年齢要件…65歳未満
- ② 国民年金の要件…国民年金第1号被保険者(60歳以上65歳未満は、国民年金任意加入者)
- ③ 農業上の要件…年間60日以上農業に従事

## 表紙関連記事

国宝姫路城は平成5年12月、奈良の法隆寺地域の仏教建造物とともに、日本で初の世界文化遺産に登録され、令和5年に30周年を迎えます。

世界に誇る姫路城の保全管理・活用をより一層進めていくことを国内外にアピールしていくため、世界遺産登録30周年記念事業を実施いたします。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



<https://www.city.himeji.lg.jp/worldheritage30th/pickup/>